

令和5年度 第7回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年8月8日(火) 13時30分～15時30分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員(会長)、石川委員、稲垣委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、横田委員
欠席委員	菊本委員(副会長)、上野委員、片谷委員、酒井委員、中西委員、宮澤委員
開催形態	公開(傍聴者14人)
議 題	<p>1 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について</p> <p>2 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書について</p> <p>3 (仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について</p>
決定事項	
議事	<p>1 議題</p> <p>(1) (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 準備書の調査審議に係る意見の聴取について事務局が説明した。</p> <p>質疑、特になし</p> <p>イ 意見の聴取(陳述人A)</p> <p>【奥会長】 これより、意見陳述人の方から意見聴取を始めます。はじめに意見陳述人の方は、町名までの御住所とお名前を述べてくださいますようお願いいたします。</p> <p>【陳述人A】 瀬谷区相沢六丁目に住んでおりますAと申します。</p> <p>【奥会長】 ありがとうございます。それでは、意見陳述を始めてください。どうぞ。</p> <p>【陳述人A】 画面共有をします。資料を間違えましたので、共有を停止します。</p> <p>【奥会長】 では、時計は止めたままにしてください。改めて、どうぞと申し上げます。大丈夫ですか。資料は出ましたか。</p> <p>【陳述人A】 はい。</p> <p>【奥会長】 では、どうぞ。</p> <p>【陳述人A】 私は瀬谷に70年、現在のところに移ってから30年住んでおりまして、瀬谷の自慢できるのは自然だけだと思います。</p> <p>瀬谷の名前の由来ですけど、「瀬」は狭いの「せ」から来ています。「谷」は谷、つまり谷戸がたくさんあるところという意味があります。実際に細谷戸とか、横谷戸、堀谷戸、ただの谷戸など、谷戸の付く地名がたくさんあります。その谷戸が、今上瀬谷だけにしか残っていません。ほかは住宅に変わっております。分譲などいろいろして。その上瀬谷の谷戸を是非残してほしいというのが、まず私が上瀬谷について思うことです。一番北から南まで、本当に約2km近くずっと谷戸が広がっております。30年くらい前は両側に田んぼがずっとできていました。その谷戸は、米軍が使っていたおかげで残されたというわけです。また、瀬谷区の平均気温というのは比較的低いのだそうです。これをコンクリ</p>

ートあるいは赤土で覆ってしまったら、瀬谷の良さが消えてしまうと私は思っております。

それと、この谷戸の懐かしいふるさとの光景というのを残してほしい。やっぱり癒されます、その風景は。そのためには、自然環境を残すということと同時に、そういう景観も残すというのも大事な環境問題ではないかと思うので、それを是非残すべきではないかと思っております。

相沢川は、今は3面コンクリートですが、とりあえず開渠になっているので生き物が生育できると思うのです。けれど暗渠にしたら、環境が変わってしまうと思います。開渠のままにして、市民に開放していただきたいと思っております。

もう一つ、瀬谷の五川と言いまして、5つの川が流れております。そのうちの3つの源流が上瀬谷にあるのです。おかげで、上瀬谷の跡地は大変起伏のある地形になっておりまして、風景もとてもきれいで、富士山や大山もよく見えます。そういうところで、「大谷戸の景色を是非残してほしい」というのが（意見陳述資料の）太字で書いてあるところです。

戦争遺跡についてが、2番目です。私の父親から、海軍の弾薬庫があったという話はよく聞きました。子供の頃は知らなかったのですが、最近調べたら毒ガスが保管されていて、終戦の時に海洋投棄されたという話です。そういう遺跡を全部失ってしまうのも、次の世代に何らかの形で残すべきではないかと思いました。それから、これは去年の9月に取った写真（意見陳述資料の写真）ですが、この上に煙突が建っていたようです。遺跡です。この地下に弾薬庫があったという話です。これをそのまま残すのは、これは結構大きいのですけれども、何らかの形で戦争の時にここが使われたのだということ、それでこの広い敷地が残ったのだということを残してほしいと思います。

3番目に、「子供たちに希望の持てる未来を」ということで、本当にそう思います。去年も、今年も、跡地にミニミニ田んぼ、小さい田んぼがあり、そこで子供たちに田植え体験をやっております。最初は、泥の中に足を突っ込むのに恐る恐るなのですが、足を入れてしまうと喜んで、歓声を上げて田植えとか、虫を追いかけたりとか、水生生物を採集したりとかする、その子供たちの姿を見ていると、是非体験させてあげたい。これをたった20~30人くらいの子供ではなくて、横浜市民、瀬谷区民など多くの子供たちに体験させたいとつくづく思います。

「希望の持てる未来を」ということで、緑をなくしてしまうのは、やはり大人の無責任さではないかと私は思います。緑被率は、横浜市はいろいろ数値を出しているみたいですが、木を切ったり、草地をなくしてしまったらどんどん減ってしまうと思うのです。ここのところ（意見陳述資料〔Ⅲ〕）の最後の文「公園を縮小し」というところは、「公園」ではなくて「公園内の人工物」に訂正をお願いしたいと思います。公園内の人工物、つまり日本庭園とか、大花壇を縮小して、今の環境をできるだけ残すように希望します。一度こういう自然に触れた子供たちは、自然の大切さというのをやはり分かると思うのです。是非、子供たちが環境を学ぶ機会を持たせるために、今の自然を残してほしい、残すべきではないか。環境アセスというのは、今の環境だけではなく、将来を担う

子供たちへの環境教育も含まれるのではないかと思います。

生き物の保全について、ホトケドジョウについていろいろ取り上げられていましたけれども、ホトケドジョウだけではなくて、いろいろな生物がたくさんいます。雉なのですけど、農道をトコトコと歩いている姿によく出会います。日本の国の鳥が雉だということは、皆知っていると思うのですけども、その国鳥の雉を直接見る機会というのは、それほどないのではないのでしょうか。これは本当に、野原に、自然にいる雉なのです。米軍の旧ゲートの近くに草むらがあるのですけれど、そこでよく見かけるので、そこに巣があるのではないかなと思っております。そういうふうにはいろいろな生き物がいると。オオタカも空を飛んでおります。同じ猛禽類のチョウゲンボウもいます。すごくかっこいいです。近年、オオタカを調べたら、都会にも住めるらしいのですね。何か都会でも餌があるということですが、上瀬谷のオオタカはやはり草地の小動物を食べるようです。モグラとかネズミとか。(9分経過の合図) そうですか。瀬谷メダカ、これだけ言いたいのですけど、上瀬谷以外には、瀬谷区に田んぼはありません。瀬谷メダカという、瀬谷特有の、固有のメダカはここにしかいないのですね。田んぼを潰したら、多分地下水でメダカを育てても、育つかどうかちょっと分からないです。なので、この田んぼを潰してはいけないと思います。瀬谷メダカは、田んぼにいます。北側の上流のところ、今7枚田んぼが残っているのですけど、そこにはこの前ハイロゲンゴロウがシュッシュ、シュッシュと泳いでいたので、多分メダカもいると思うのですけど、それを潰したら、瀬谷メダカがいなくなってしまう。ただ、瀬谷メダカが固有のメダカなのかどうかは、まだきちんと学術的には証明できていないようです。

最後に、3つお願いがあります。1つ目は土地が繋がっているのだから、その3事業と一緒に環境評価すべきではないのかなということ、そして説明を市民にしてほしい。2つ目は、現地の視察を是非行ってほしいということです。実際に見てみることは大事だと思うのです。3つ目は、市民の意見を、私は今まで聞いてもらったことがありません。アンケート調査など全然なかったと思うのですね。それなのに、どんどん決まってしまうということ。(終了の合図) 終わりですね、すみません。是非自然公園にしてほしいというのが、私のお願いです。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としています。

ウ 質疑 (陳述人A)

【奥会長】 はい、どうもありがとうございました。限られた時間で御意見を言っただきました。

それでは、ただいまの御意見について、委員の皆様から御質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。挙手をしていただければ、指名させていただきます。どなたかございますか。

他の委員の方は考えていらっしゃるかもしれませんが、私から。ミニ田んぼで、子供たちの田植え体験などをされているということですが、ミニ田んぼがある場所はどこになりますか。公園整備事業の計画区域内ですか。

【陳述人A】 区域外になります。

- 【奥会長】 区域外ですね。
- 【陳述人A】 どう説明していいか。画面共有していいでしょうか。
- 【奥会長】 大丈夫です、どうぞ。
- 【陳述人A】 この相沢川の上流の、ここが正面ゲートだから、この辺（北側）に田んぼがあると思います。
- 【奥会長】 今、手のマークがある辺りですね。
- 【陳述人A】 その辺りにあると思います。ここに、瀬谷環境ネットが借りている田んぼというか、畑がありまして、そこにミニミニ田んぼとそれからビオトープを造ってありまして、そこの田んぼでやります。かなり奥の方になりまして、よろしいでしょうか。
- 【奥会長】 はい、分かりました。ありがとうございます。
他の委員の方、確認されたいことはございますか。よろしいですか。手を挙げてらっしゃる方はいらっしゃいませんね。藤井委員も大丈夫ですか。
- 【藤井委員】 はい、大丈夫です。
- 【奥会長】 では、追加の御質問はないようです。現地視察は、どのアセスの案件もそうですけれども、審査するにあたっては、全て視察は行っておりますので、そこだけ申し上げておきます。
- 【陳述人A】 はい。
- 【奥会長】 では、どうもありがとうございました。それでは、意見の聴取は終了となりますけれども、本日の意見聴取の内容については、会議録にまとめまして、インターネット上でも公表されるということになります。意見陳述人の方にお聞きいたしますけれども、本日の意見聴取の内容については、会議録として公表されるということを了承していただけるということで、よろしいでしょうか。
- 【陳述人A】 はい、結構でございます。
- 【奥会長】 御了承ありがとうございます。それでは、意見陳述人の方は、陳述人席からの御退席をお願いいたします。
- エ 審議
- 【奥会長】 それでは、審議に入ります。ただいまの意見陳述につきまして、委員の方から御意見などございますか。大丈夫でしょうか。特にないようですね。委員の皆様を確認いたしますけれども、事業者から改めて補足説明が必要な事項は、特にないということでもよろしいでしょうか。
それでは、事務局は次回以降ですけれども、答申をまとめるにあたって、今までの審議内容を確認するために検討事項一覧を用意していただければと思います。
先ほど、私から確認させていただいたミニ田んぼとビオトープの場所ですけれども、事務局に確認ですが、土地区画整理事業の計画地内になりますか。
- 【事務局】 事務局でございます。先ほど陳述人の方がお答えされましたが、公園整備事業の区域外ということですよ。
- 【奥会長】 土地区画整理事業の方は。
- 【事務局】 土地区画整理事業の区域の中には入ってございます。
- 【奥会長】 中には入っていますね。土地区画整理事業の方で、そこはなくなる予

定ですか。

【事務局】 はい。土地区画整理事業の方で、そこは整備する予定と聞いております

【奥会長】 はい、分かりました。どういうことになるかという確認をさせていただきました。

それでは次回以降、答申をまとめるにあたって、今までの審議内容を確認するために、検討事項一覧を事務局は用意してください。お願いいたします。では、本件に関する審議はこれで終了となりますが、よろしいですか。ありがとうございます。

(2) 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書について

ア 諮問

イ 第2分類事業に係る判定手続等について事務局が説明した。

質疑、特になし

ウ 第2分類事業判定届出書の概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 はい、御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、委員の方から御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。田中修三委員どうぞ。

【田中修三委員】 はい、丁寧な説明ありがとうございました。私の方から2点ですね、小さな質問をしたいです。洗煙水の処理についてなのですけども、連続式水処理装置というふうにフローの中には書いてありましたが、具体的にはどういう処理をするのか。特に洗煙水に重金属類が入ってくることがありますけれども、そういったものに対する対策、処理はどのように考えていらっしゃるかということが1つ。もう1つは、脱水施設から出てきた脱水ケーキですね、脱水ケーキの処分方法、この2点についてお伺いしたいと思います。

【奥会長】 はい、それではただいまの2点についてお答えをお願いいたします。

【事業者】 洗煙水の処理につきましては、硫化物による沈殿と凝集沈殿をやることによって重金属類を汚泥中に不溶化する予定です。脱水ケーキにつきましては、基本的には埋立処理、もしくは可能であれば資源としてのリサイクルを考えております。以上です。

【奥会長】 田中修三委員どうでしょう。

【田中修三委員】 凝集沈殿あるいは硫化物を使った不溶化処理をしていきますと、その脱水ケーキの中に重金属類が移行してしまいますけれども、そういう脱水ケーキについてはどう対処される予定でしょうか。

【事業者】 内容物について分析を実施して、規定内であるのであればセメント原料とかですね、そのような形で再利用する予定ですが、規定内ではない場合には埋立処分を考えております。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

【事業者】 ごめんなさい、基準ですね。埋め立ての基準もありますので、もちろんそれ以内というものを埋立処分に回すということです。

【田中修三委員】 それを超える場合は、ちゃんと汚泥の処理をまたするということでし

ようか。

【事業者】

はい、そういうことです。

【田中修三委員】

現在ある焼却炉がございませぬ。そちらでこういう重金属類のことについては何か対応をされたことございませぬか。

【事業者】

現工場においても同じような処理を実施して、同じような脱水ケーキの処分をしております。

【田中修三委員】

そうですか。はい、分かりました。結構でございます。

【奥会長】

はい、他はいかがですか。はい、藤倉委員お願いします。

【藤倉委員】

はい、御説明ありがとうございました。配慮書も踏まえて少し修正もしていただいたようで大変結構かと思うのですが、今の説明のパワーポイント（スライド）の17ページに「廃棄物の受入れと保管」というところがあるかと思うのですが、事故防止対策なども丁寧に書かれているのですが、実際のところをお伺いしたいです。受入れピットの液体廃棄物の地下浸透について年1回の目視検査の実施というのがあるのですが、ピットの目視検査が年1回だけなのは、このピットにはいつもごみが入っているのでも年1回は全部きれいにしてから検査をするということなのかという点と、目視だけで分かるものなのかというところを教えてください。

【奥会長】

はい、ではお答えをお願いします。

【事業者】

基本的には委員がおっしゃったように、廃棄物を取り出して目視をするという形です。

【藤倉委員】

確か地下になっていたような記憶があるのですが、入れ物のピットの側から見ていくわけですよね。普通、目視しかできないものなのではないでしょうか。漏れの検査というのはもうちょっと機械的にひび割れを検知するとか、そういうことはされないものなのではないでしょうか。

【事業者】

今のところは、そこまでは考えておりませぬ。

【藤倉委員】

通常はそれで分かる、目視で分かるものというところを確認したいです。

【事業者】

私どもはそう考えております。

【藤倉委員】

分かりました。

【奥会長】

大丈夫ですか、藤倉委員。

【藤倉委員】

はい。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。他にないようでしたら、本日御欠席の片谷委員から事務局の方に意見が事前を送付されているということですので、事務局から紹介していただけますでしょうか。

【事務局】

はい、では、片谷委員の御意見を御紹介いたします。

本事業は、工業地域に立地し、直近に民家が存在していないことや、排水が公共下水道に放出される計画であることから、大気・水質等の生活環境に関する重大な懸念はないと判断できます。また、事業者の現工場においても、これまでに生活環境に関する重大な環境影響の発生や苦情の実績はないと配慮書の審査で聞いたことから、適切な環境配慮が行われてきたものと判断できます。また、大気の子測結果は、計画段階である現時点において妥当な結果であり、本事業による影響は極めて軽微なレベルと判断できます。したがって、判定に関する意見としては「フ

ルアセスの手続きを行わない」が適切と考えますが、意見として次の点を発言しておきます。

1つ目、判定届出書添付資料に記載された大気の予測結果は妥当なものだと判断できますが、予測結果に関する記述は、環境基準や指針値を下回っていることに限定されています。アセスの評価では、環境基準や指針値を下回ることはいわば当然のことであって、優先度が高いのは、現況の環境を悪化させないことにあります。実際に寄与率も低いので、結果に問題はありますが、予測結果の説明としては、寄与率に重点を置くのが適切であるといえます。

2つ目、周辺住民の安心安全確保の観点から、排出ガス濃度の測定を定期的実施し公表されることを、一委員の立場として希望します。

以上でございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。ただいま2点、片谷委員から御意見が出ていますけれども、事業者の方、今の御意見に対して御回答をお願いできればと思います。

【事業者】 今後の手続きにてですね、回答を答えさせていただければと思っております。

【奥会長】 はい、今の今後の手続きにおいてというのは、どこですか。次回以降ということですか。

【事業者】 見解書や方法書とかに、どっちに進むかちょっとまだ決まっていはいないのですけれども、次の手続きのところで詳細に御説明させていただければなというふうに考えております。

【奥会長】 事務局どうでしょうか。次の手続き、これで終わってしまうかもしれないので。

【事務局】 そうですね。1つ目のお話は、予測結果については委員としては問題はないというお話で、ただ御説明の方法としては寄与率に重点を置いた方が適切であるということですので、今の判定届出書の記載をどうするかということになるかと思えます。この後の手続きとしては、判定の結果、方法書に行くということになれば、おそらく方法書の中で記載をどう書くかという形になるかと思えますし、判定の結果、問題ないということになりましたら、今度の提出される図書としては配慮市長意見見解書になりますので、そこでの記載をどう修正するかといった形になるのかなというふうに事務局としては考えてございます。

2つ目の御意見につきましては、これは記載の話ではなくて、委員の希望としましては、排出ガス濃度の測定を定期的実施し公表できませんかという御質問かと思えますので、これにつきまして事業者の方がどういうふうに考えているのかといったところは、委員にお伝えする必要があるかと思えます。

【奥会長】 そうですね。事業者の方としての姿勢をこの場で御回答いただければというの、特に2点目については御回答いただければと思いますがいかがですか。

【事業者】 当然インターネットとか維持管理報告書等にですね、排ガスの測定結果については公表しておりますので、そこら辺は今後も続けてまいりたいと思っております。

【奥会長】 はい、分かりました。公表を既にされているし、新しいこの施設についても同様に対応されていくということですね。

【事業者】 そうです。
【奥会長】 はい、分かりました。では、寄与率に重点を置いた記載の方が良いのではないかというのは、これはあくまでもアドバイスですので、今後何らかの形で図書を作成される際にはそういった寄与率の方に重きを置いて、そこに留意して書いてくださいということなので、それを念頭に置いた記述をお願いできればというふうに思います。では、片谷委員にも今の御回答を事務局の方からお伝えいただくということをお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 はい、他の委員の方いかがですか。その他の点で、何か確認しておきたいことはございますか。大丈夫でしょうか。はい、大丈夫そうですね。では、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様どうもありがとうございました。それでは、御退出をお願いいたします。

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたら、お願いします。よろしいですか。はい、ないようですので、事務局の方から確認事項がありますか。

【事務局】 はい、事務局としましては補足説明が必要な事項はないというふうに考えてございますが、そうしますと次回答申の審議という形になりますので、答申案の方向性について御審議いただければと思います。

【奥会長】 はい、それでは答申案をまとめるに当たりまして方向性をここで御審議いただければということで、改めて委員の皆様を確認いたしますけれども、事業者から補足説明が必要な事項はないと、そこはよろしいでしょうか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 はい。そうしますと次回は答申ということになるので、答申の方向性についての審議ですけれども、事業者からは総じて本事業による相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないという、そういう説明がございました。それを受けてですけれども、事業者の見解のとおり相当程度の影響を及ぼすおそれはないということで、第2分類の判定基準に基づいてフルアセスに進む必要はないというそのような結論でよろしいでしょうか。よろしいですか。先程の片谷委員の御意見もそのようなものだったかとも思います。では、フルアセスは不要ということで、その方向で答申案を作成してもらうということよろしいですか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 はい、よろしいですね。では事務局は、その方向で答申案の作成をお願いいたします。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 では、本件に関する審議はこれで終了といたします。

(3) (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

- 【奥会長】 御説明ありがとうございました。
それでは、ただ今の御説明に対して御意見、御質問があれば、委員の方からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
まずスケジュールの方については、(補足資料) 1ですね、こちらは、確認をさせていただきました。先ほども事務局の方から説明があったのですが、本事業による影響が最大になる時期と、隣接事業による影響が最大になる時期は、これは必ずしも重なっているわけではないということ。
- 【事業者】 はい、おっしゃるとおりでございます。
- 【奥会長】 隣接事業の方の影響が最大になる時期というのは、それはもう分かっているわけですね。そこも前提とした上で。
- 【事業者】 はい、予測評価上設定しております中でのピークというところは分かっています。
- 【奥会長】 分かりました。ありがとうございます。
では、いかがでしょうか。2番目の点は田中伸治委員からの御指摘だったかと思えます。どうぞ、田中委員。
- 【田中伸治委員】 田中です。御説明ありがとうございました。飽和交通流率について、御確認いただきましてありがとうございます。確認の御質問ですが、渋滞長が観測されたけれども、飽和交通流率については算定値を用いているという交差点は、10台以上の滞留が10回観測されてはいないということですか。
- 【事業者】 はい、渋滞長があっても、必ずしも10回以上10台以上の滞留が観測されていないところが、この中での3地点となっております。
- 【田中伸治委員】 そういったところは算定値を用いたということですね。
- 【事業者】 はい、そうなります。
- 【田中伸治委員】 分かりました。後は、評価した値はですね、需要率、あるいは車線混雑度も基準となる値よりも、だいぶ下回っていますので、渋滞などの心配は少ないのかなというふうに思います。それで1つですね、(補足資料2ページ)第3段落ですかね、文章の中の、地点1、地点9などで算定値と実測値のうち、小さい方として実測値を適用したのですか。
- 【事業者】 はい、算定値と実測値のうち、小さい方となりますので、その比べたときに小さい方が実測値でしたので、実測値を適用しております。
- 【田中伸治委員】 そうですか。分かりました。逆に、実測値と算定値を比べて、算定値の方が小さいというようなどころはありましたか。
- 【事業者】 飽和交通流率の実測値を算定した滞留長が10台以上見られたところでは、基本的に実測値の方が小さくなっています。
- 【田中伸治委員】 分かりました。基本的には実測ができるところは実測値を用いていただくということですのでよろしいかと思えますけれども、今回両者比較してより安全側になるように比較をしていただいたということで、理解いたしました。やり方としてはこれでよろしいのではないかなというふうに思います。はい、以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょう。補足説明に対して、ございますか。

ないようでしたら、準備書全般についてはいかがでしょうか。はい、藤倉委員お願いします。

【藤倉委員】

前回欠席しましたので、今回初めて意見を言うことになるのですが、廃棄物に関してなのですが、予測が基本的に統計といえますか、他の事例で見られるものの平均値を使っているのですね。

(事業者が(第5回審査会の「(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書の概要」) 39 ページを投影) そのあたりですね。

中身を見まして、例えば事業系一般廃棄物などは仕方がないかなと思われるところなのですが、特に2点ありまして、1つは工事中の建設発生土なのですが、7割は有効利用されて、そこに約70%が「再資源化・再利用量」となっていると思うのですが、3割が「処分量」となっているのですが、これは神奈川県下の実際の事例の平均値を持ってきているに過ぎないのですね。30%に相当する 32,000 立米 (m³) を処分するというのは結構な大きな量でして、これについて何らその事業者として、最小化する努力というのをしているところが全く見られないと。もちろんなるべく少なくするようにしますとは書いてあるのですが、予測そのものが平均をとっています。アセスの対象ではなくて、世の中の新築などの工事の平均値を取っているだけです。誰でもそのくらいはいくだろうというところを設定しているのであって、どのように環境保全措置をとって、この処分量を減らして再資源化に回す、あるいは発生量を減らすかというところが非常に弱いのではないかと思います。

同様に供用中の、特に生ごみ、今工事中を画面共有していただいているのですが、供用時について家庭ごみは仕方ない面があるとしても、事業系ごみあるいは産業廃棄物についても、これもこのくらいは普通リサイクルできるでしょう、という点が記載されているだけです。特に今、食品ロスなどの問題がかなり大きく対策をとるべきだという流れになっているわけですが、次の(第5回審査会の「(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書の概要」) 42 ページですね、供用時の環境保全のための措置というのがあるのですが、特に食品ごみ、生ごみなどの量が、準備書を見るとかなり多いのですが、何の言及もなく、「減量化、資源化を促す表示」ぐらいに終わっているのですね。プラスチックについても積極的とは言い難い状況ですので、「最小限にとどめる」という目標が本当に達成するための措置になっているのかという点について、ちょっと危惧するところです。これが大きな1点目で、もう1個ついでに申し上げます。

もう1つは事後調査なのですが、この廃棄物の予測・評価のところでも前回も出ていたようですが、アスベストが出る可能性があるのですね。事後調査で廃棄物を選んでいただいているのは大変良いと思うのですが、事後調査の中にアスベストがあったかどうか、あった場合はそれについてですね、実施状況を調査するというのが、準備書を見てもないように思いました。これは是非調査をした上で、もしあったら、最終的にどのくらい出てどのように処理したかということ、アセスとしても説明責任を果たすような意味での事後調査をしていただくべきではないかなと思います。大きくは以上の2点です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、ただ今の御指摘に対して事業者の方から御回答ございますか。お願いします。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。まず1点目、建設発生土について、になります。環境影響評価としての指標値というところになりますと、一般的なものを参照させていただきながら、今回影響評価をさせていただいているというところになりますけれども、建設発生土につきましては、今後の建築計画の深度化ですとか、工事工程の見直しというところで更なる低減というところを図ってまいりたいというところでございます。

供用時の食品ロスですとか、そういったところにつきましては、入居テナントさんなどもいらっしゃいますので、なかなか難しいところもあるかと思いますが、15分類可能なリサイクル用のごみ箱ですとか、そういったところも用いながら、可能な限り産業廃棄物、一般廃棄物というところは、低減していければというところを考えてございます。

もう1点、事後調査後のアスベストについて、になります。現在建物がですね、供用中というところもありまして、既存建物の建設されている年代を考えますとアスベストというものはあろうかと予測してございます。現在建物が供用中になってございまして、全てのものについて調査が完了しているところではありませんけれども、こちらについては適切な法令に則った手続きを、アスベストが発見された際には行っていければ、というところでございます。アスベストについて事後調査に含めるかというところには検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、藤倉委員、いかがでしょうか。

【藤倉委員】 まず、アスベストの方は是非御検討いただいて、事後調査の中でもアスベストがあれば記載の御検討をお願いしたいと思います。

戻りまして、特に建設発生土なのですが（第5回審査会の「(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書の概要」の) 次の40ページ、今39ページを(資料)共有していただいていますけれど。「施工計画の工夫により発生土量を抑制するとともに、有効利用を検討し」で、もちろん検討はしていただくのですが、それで具体的にどのぐらい最終処分量の削減ができるか、あるいはするつもりがあるかというところがですね、もう少し具体的な工法の導入などができないものかと。例えば温室効果ガス関連ではですね、新しく建てられるビルのBEMSであるとか、かなり「平均値です」ではなくて「更にこういうことをして、ここまで下げます」というビジネスアズユージュアルよりも更に頑張るといようなアセスメントの目標の達成の仕方をされているのですが、廃棄物について、具体的に更にどうするのかという点が見えにくいなというふうに思っております。先ほど供用後については、細かく分別をされるようなお話もありましたので、もう少しそのあたり、ビルを作って供用するという、マネジメントをする事業計画を立てる立場からの廃棄物削減の取り組みを、今問題になっているプラスチックや食品ごみについて出していただくと良いのではないかなと思いますので、是非御検討いただきたいと思います。

【奥会長】 いかがでしょうか、事業者の方。

【事業者】 ありがとうございます。施工計画等につきましても、これからまだボーリング調査なども建物が供用中というところがございますので、実施できている状況ではございません。これから構造計画ですとか、施工者の選定もまだ進んでいない状況になりますので、施工者決定後、より合理的かつ発生を抑制するような計画として深度化していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

供用後の運用についても、これからの建物形状ですとか、そういったところの深度化に伴いまして、より削減できる方向性を検討してまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

【奥会長】 藤倉委員、よろしいですか。

【藤倉委員】 はい、アセスメントはこの審議を含めて経過を公開して、更に事業者さんが自らこういう取り組みをします、ということ公開することによって、社会に対して約束をするような面もありますので、是非具体的にこういうことを検討するというのもう一步踏み込むことを、期待をさせていただきます。以上で結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の御指摘踏まえて御検討いただいて、評価書の中にもう少し踏み込んだ記述を是非お願いしたいということだと思いますので、是非そこは御検討をいただければと思います。

他はいかがでしょうか。準備書全体を通して構いませんので、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、手を挙げてらっしゃる方いらっしゃらないようですので、他にないようでしたら事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

本件の審査には菊本委員と片谷委員が御参加されていないので、事務局は次回の出欠状況に応じて御意見を伺っておくなど御対応お願いいたします。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 では事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。
(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 では審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。

では、特に御意見ないようでしたら、本件に関する調査審議はこれで終了といたします。本件は次回も審議継続ということになりますか。

【事務局】 はい、そのようになります。

【奥会長】 はい、分かりました。では本日の審議内容については後日会議録(案)で御確認くださいようお願いいたします。

以上をもちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。
(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について **事務局資料**
 - ・三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクトが環境に及ぼす影響について(諮問) **事務局資料**
 - ・三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書手続及び第2分類事業に係る判定手続について **事務局資料**
 - ・三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書の概要 **事業者資料**
 - ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
 - ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 **事業者資料**